

ウ 産業振興・消費者行政機能

本機能については、「産業振興センター機能」と「消費生活センター機能」に分けて記載しています。

(ア) 産業振興センター機能（仮称）

a 設置目的

目黒区産業振興ビジョンの基本理念「新たなチャレンジと安定・継続を目指して、まちを活かす魅力を生み出す産業振興」を支える拠点として、中小企業が取り巻く環境の変化に柔軟かつ的確に対応できる機能を確保し、地域経済の活性化を図る。

b 新たな区民センターにおける産業振興センター機能（仮称）の基本的な考え方

○目黒区中小企業振興基本条例（以下、「基本条例」という。）において、基本方針では「中小企業の振興については、区民生活と産業が共生する豊かで活力のある地域社会の実現を目指し、中小企業自らの創意工夫と自助努力を尊重するとともに、その特性に応じた総合的な施策を企業、区民及び区が一体となって推進することを基本とする」と定めています。

○新たな区民センターに整備する産業振興機能は、基本条例を踏まえ、区の産業振興を推進していくための取組の方向性、方針等である「目黒区産業振興ビジョン」の基本理念を実現するための拠点として機能の充実・強化を図ります。

○具体的には、目黒区の産業的特徴を活かしながら、新しい価値・新しい魅力を創出しようとする事業者を後押しするとともに、区内事業者の経営の安定性・継続性を高めることができる事業を実施します。

○さらに、複合施設の特徴を活かし、多くの人が行き交う共用スペース（エントランス、休憩スペース等）を活用し、区内産業の魅力を情報発信できる展示や、デジタル技術を活用した情報発信を行い、ビジネスチャンス拡大の取組をサポートするとともに、目黒区の産業ブランドの認知度や理解促進を図ります。

○区内中小企業に働く労働者の文化・教養及び福祉の向上を図ってきた勤労福祉会館は閉館し、区の中小企業の振興を担ってきた中小企業センターと併せて事業の精査を進め、新たに「産業振興センター（仮称）」として再編成します。

c 運営・管理方針

指定管理者制度による。

d 実施事業

事業内容		地域産業の担い手の育成・確保
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の担い手となる人材の確保 就労支援機関との連携により、就労を希望する区民を対象に区内企業とのマッチングやセミナーを実施し、人材確保と育成に取り組む。 ・良質な人材や技術者の育成 区内中小企業等の事業者やその従業員を対象とした研修を実施し、経営基盤の安定に向けた人材育成を行う。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の担い手の育成、確保に関わる方針の決定 ・事業計画の承認 ・就労支援機関との連携に係る調整
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関するセミナーの開催 ・就労機関と連携した人材マッチング事業の実施 ・新入従業員研修、経営実践セミナー等の開催（経理戦略含む）
実施する空間		・区民交流活動室

事業内容		地域産業の維持・発展
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・企業経営の安定・強化 企業経営の専門家を配置し、販路拡大や受発注支援、事業継承、経営改善、事務の効率化等についての相談支援を行う。 ・ビジネス機会の創出 新しいビジネス・技術革新等を支援するため、事業者間や地域社会との交流促進や各種サポートを受けることができる空間を提供する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の維持、発展に関わる方針の決定 ・事業計画の承認 ・関係機関・団体等との連携、調整
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による相談業務の実施 ・異業種交流会、商工まつり等への支援 ・ビジネススペースの整備、運営 ・経営に係る情報収集、発信
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス機会の創出に向けた交流や各種サポートが提供される空間（コワーキングスペース等） ・相談室 ・オンライン空間

事業内容		創業・起業への支援
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 区内資源を活用した事業創出、良質な人材や技術者の育成 創業相談、創業支援セミナー、創業・起業向けビジネススペース等の実施により創業間もない事業者の安定的な経営支援を行う。 創業・起業の推進 区内的創業者を発掘・育成し、成長につなぐことができる創業者ネットワークづくりを行う。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 創業・起業への支援に関する方針の決定 事業計画の承認 関係機関等との連携、調整
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 創業相談事業、創業支援セミナーの実施 創業・起業向けビジネススペースの整備、運営 区内創業者のネットワークづくり
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 創業・起業する事業者を支援する空間（創業・起業向けビジネススペース等） 区民交流活動室、相談室 オンライン空間

e 整備する空間

以下の専用空間について、全体として約 100 m²を想定します。

空間名	専用	共用	備考
産業振興センター（仮称）	○		<ul style="list-style-type: none"> 区内の産業振興拠点となるビジネス空間（コワーキングスペース等、時代に応じた産業振興に資する空間）を確保し、創業支援、区内事業者支援を行う。

f 工事期間中の対応

- 中小企業センターの貸室事業は休止、勤労福祉会館は廃止し、新たな区民センターに産業振興センター（仮称）として再編成します。
- 相談事業（受発注相談、創業相談）並びに中小企業センターの各種事業は区内施設等を活用して実施することを検討します。

g その他

現在、区内産業振興の一環として区民センターの一部を公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター、一般社団法人目黒区産業連合会、目黒区商店街連合会、東京商工会議所目黒支部に貸し付け、事業展開をしています。今後、これまで以上に中小企業振興や創業支援の充実に向けて、区との連携を強化し、更なる産業振興が図れるよう、そのあり方を検討していきます。併せて、産業振興施策の効果的な展開に向け、産業経済・消費生活課（現在は総合庁舎内）の望ましい所在も含めた検討を進めています。

(イ) 消費生活センター機能

a 設置目的

消費者基本法及び消費者安全法並びに目黒区消費生活基本条例（以下、「消費生活条例」という。）に基づき、消費者被害防止を図る拠点として、区民の消費生活の安定及び向上を図る。

b 新たな区民センターにおける消費生活センター機能の基本的な考え方

○消費生活条例の目的として、「消費者基本法の基本理念にのっとり、目黒区、区民、消費者団体及び事業者の責務等を定め、区民の消費者力の向上その他の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、消費者の権利の確立を図り、もって安全で安心な消費生活環境を実現すること」と定めています。

○新たな区民センターに設置する消費生活センターでは、消費生活条例を踏まえ、安全で安心な消費生活環境を実現するための拠点として機能の充実・強化を図ります。

○具体的には、消費者基本法及び消費者安全法並びに消費生活条例に基づき、生涯にわたる消費生活に関する教育、区民の自主的な消費者力向上に関する活動支援、安全で安心な消費生活環境の実現に主導的な役割を果たす区民の育成、区民の消費力向上に関する活動支援、消費生活に関する相談体制の整備を充実します。

○さらに、複合施設の特徴を活かし、多くの人が行き交う共用スペース（エントランス、休憩スペース等）を活用し、消費者被害防止のための啓発や情報発信ができる展示や、デジタル技術を活用した情報発信を行います。

c 運営・管理方針

民間活用の手法を検討中（指定管理者制度または委託による。）

d 実施事業

事業内容		消費生活相談（契約トラブル等）
事業概要		・区民から商品の苦情や契約上のトラブル、その他消費生活全般に係る様々な相談に対し、専門の相談員が適切な助言や情報提供を行う。
役割分担	区	・消費生活相談における運営方針の決定 ・関係機関・部署等との連携、調整
	民間事業者	・専門の相談員による相談業務の実施 ・相談員の専門性向上のための研修
実施する空間		・相談室 ・オンライン空間

事業内容		消費生活に関する情報の収集・発信
事業概要		・消費者被害防止のため、多様な手段を用い情報発信を行い、普及啓発を行う。
役割分担	区	・事業計画の承認 ・関係機関・部署等との連携、調整
	民間事業者	・消費生活に関する情報収集、発信
実施する空間		・オンライン空間（SNS等多様な媒体を活用した情報発信） ・図書館開架スペース（専用コーナー設置）

事業内容		消費生活に係る学習機会の提供及び活動支援
事業概要		・消費生活に関する講座や研修の開催により区民に普及啓発を図る。
役割分担	区	・事業計画の承認 ・関係機関・部署等との連携、調整
	民間事業者	・講座の企画、運営 ・活動支援事業の実施
実施する空間		・区民交流活動室 ・オンライン空間

e 整備する空間

空間名	専用	共用	備考
相談室		○	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな区民センター全体で約 10 m²の相談室を6室整備する。 ・オンライン相談にも対応できる仕様とする。 ・2方向への避難経路を備えることとする。 ・男女平等・共同参画センターとの共有とする。 ・想定利用イメージ：産業振興センター（仮称）2室（受発注、創業）、消費生活センター2室（消費者相談）、男女平等・共同参画センター2室での利用を想定し、機能間で効率的かつ柔軟に運用する。

f 工事期間中の対応

- 消費生活センターの貸室事業は休止します。
- 消費生活相談事業等の各種事業は区内施設等を活用して実施することを検討します。